

國民バス設定に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月二十九日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年參月廿日

國民バス設定に関する質問主意書

一、國民全部が國民バスを所持する方法であるが、これにより犯罪そり査上有利な点は旅館もこの國民バスを見て宿帳に記入することにより犯人がすぐわかるのであるが、政府の処見を問う。

二、國民バスには写真と職業、住所氏名を要し年齢も当然記入し自治又は國家警察か市町村長発行の物たることとすべきで失業者、無職者と称する人が、闇ブローカーとして列車、電車に乗る場合、所持品によりこれを商業として課税する大特長があり政府收入の増大となり何百億円の増税必定と信ずる一石二鳥の本案に対し閣議において名首相芦田氏の実現処見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。